

共同受注事業規約（試験・技術）

協同組合 新電気管理技術者協会

（目 的）

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第2号に掲げる事業（以下「共同受注事業」という。）を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共同受注事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（共同受注対象業務）

第2条 本組合は、組合員の取り扱う次に掲げるものを受注する。

- （1） 電気工作物の試験業務。
- （2） 電気工作物の技術業務。
- （3） 電気測器の校正業務
- （4） 前各号の事業に付帯する事業。

（共同受注の主体等）

第3条 共同受注の主体は本組合であり、契約参加、契約の締結はすべて理事長がこれを行う。

2 理事は、前項の契約に関し連帯して責を負う。

（共同受注の決定）

第4条 本組合は、共同受注契約を締結しようとするときは、理事会に図りこれを決定するものとする。ただし、見積金額税抜 100 万円以下の案件については、理事会を省略し、書面による理事の同意（又は理事長）をもって決定にかえることができる。

（受注業務の配分）

第5条 本組合は、共同受注契約を締結したときは、契約内容、組合員の操業の状況その他必要な事項を参酌して、公正に組合員に配分するものとする。

- 2 配分を受けようとする組合員は、個人で一物件 1 億円以上の損害賠償保険に加入していること。
- 3 配分方法は、別に定める配分基準によるものとする。
- 4 組合員は、第1項の規定により受注業務の配分があったときは、特別の事情がある場合を除き、その履行を拒むことはできない。
- 5 組合員は、受注業務の配分を受けたときは、仕様その他定められた条件に従い誠実にこれ履行しなければならない。

(受注条件の登録等)

第6条 組合員は、別に定めるところに従いその営業に係る受注条件を登録し、受注余力等に関し報告しなければならない。これに変更が生じた場合も同様とする。

(受注業務の検査等)

第7条 組合員は第5条の規定による受注業務が完了したときは、検査報告書を添付したうえ組合員に対しその検査を申請しなければならない。

2 本組合は、前項の申請があったときは、遅滞なく定められた仕様に合致しているかどうか検査するものとする。

3 本組合は、必要があるときは組合員の事業所に立入り共同受注業務に係わる検査の機器、作業員技術及び資質について検査することができる。

4 組合員は、第1項の検査報告書に関し虚偽の報告をし、又は第2項の検査を忌避し又は妨げてはならない。

5 組合員は、第2項及び第3項の検査により組合員から所要の措置を講ずるよう通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(組合員の保証債務)

第8条 組合員は、その履行に係る共同受注に関しては、契約の相手方に対し組合員と連帯して保証の責に任ずるものとする。

(代金の支払)

第9条 組合員に対する代金の支払は、本組合が代金を受領した月の翌月25日までに支払うものとする。

(手数料の徴収)

第10条 本組合は、別に定める額又は率を手数料として前条の代金から控除するものとする。

(事業利用の拒否等)

第11条 本組合は、共同受注に関し本規約に違反し又は本事業の円滑な運営を妨げた組合員に対して、理事会の決定により違約金を徴収し、又は一定期間本事業の利用を拒否することができる。

(規約に定めのない事項の措置)

第12条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

付 則

この規約は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

共同受注配分基準

協同組合新電気管理技術者協会

（配分方法）

発注者の方針に従い試験・技術業務の効率的かつ効果的な実施を基本に置き、次の各項を十分勘案し、理事会（又は共同受注委員会）の議を経て、より公正な配分を行い、組合員の要望に対し出来るだけ配慮するものとする。

但し、受注業務の安全かつ効率的な遂行を目的とするため、技術熟練度及び責任感を持った技術者を優先することは必須事項とする。

安全な業務の遂行並びに発注者の信用保持が至上課題であることも十分に検討の上、共同受注規約に基づく決定方法により、速やかに配分の決定を行うものとする。

（配分基準）

- （１） 新電協ユニフォーム購入登録者とする（着用参加）
- （２） 受注する試験業務及び技術業務に対する熟練度（経験度数と発注者の評価）
※受注した該当業種の案件に対する受注実績がある場合は優先して配分
- （３） 理事会（又は共同受注委員会）による、組合員の保有機材及び試験実績に基づく評価
- （４） その他（手持仕事量、地域性、輪番制などを考慮）

ただし、未登録業種の受注を組合が受ける場合は、理事会にてこれを決める。
この場合、一部又は全部を組合員以外の者に外注することもあり得る。

共同受注事業遂行における組合内担当及び流れについて

（目的）

第一条 この規程は共同受注事業規約に基づいて行われる事業の遂行に際し、組合内の担当および業務のルーチンを明確にし、業務の円滑な運営を図る。

（業務の流れ）

第二条 共同受注事業の為の組合内の活動を以下のように分類する。

- （１） 受注前の事前付帯業務（見積から受注まで）
 - （２） 受注後の試験・技術業務遂行（受注から試験・技術業務完了まで）
 - （３） 業務遂行後の事後取り纏め業務（業務遂行後の収支決算まで）
- ※（１）～（３）について別紙１において記載する。

（担当）

第三条 第二条で定義した業務の流れに対し、以下のように組合内の担当を決める。

基本的には、組合員が営業活動を行い組合に物件を提供した場合には、業務の主担当として、第二条（１）項から（３）項までの業務を行うものとする。

組合員以外からの物件紹介が組合に直接あった場合には、理事長の指示により組合内職員、又は取り纏め業務を事前に登録した組合員の中から選出を受けたものがこれを行うものとする。

（担当の業務所掌）

第四条 第三条にて担当となった組合職員、または組合員の担当物件に関する業務所掌を以下とする。組合内業務の流れとしては資料—１にて組合本部の調査、承認を受けるものとする。

- （１） 見積書作成、発行と作成に関する現地調査等の諸業務一式
（見積書は様式-1）
- （２） 受注決定後の顧客管理票の作成、及び収支予算書の作成
（顧客管理票は様式-２、収支予算書は様式—４）
- （３） 組合員への配分、組合員外注の決定と発注書の作成、発行
（配分書は様式—５、発注書は様式—６）
- （４） 試験・技術業務の遂行時全体管理
- （５） 試験・技術業務遂行後のフォロー（クレーム処理、追加業務等業務完結に必要な全ての業務）
- （６） 業務完了後の報告書作成、および請求書作成、発行
（業務完了報告書、請求書は様式—６）
- （７） 入金後の組合内支払通知書および収支決算書の作成
（組合内支払通知書は様式—８）

但し、上記の業務のうち担当者が都合により出来ない場合は、組合理事長と相談のうえ、一部を別途代行者に依頼することは出来るものとする。

組合員が担当した場合には、手形支払い等、最終入金までに時間がかかる場合は、組合本部へ決算予定表、および引継書を作成し引き継ぐことができるものとする。

（業務計画の変更）

第五条 業務の途中で、業務遂行計画を著しく変更せざるを得なくなったときは、計画変更時点で組合本部、理事長へ今後の事業遂行計画変更等の報告を行うものとする。

（試験・技術業務遂行中のクレーム、事故等の予定外作業）

第六条 試験・技術業務の遂行中にクレーム、事故等が発生し、緊急を要する場合は作業責任者（担当者または代行者）の指揮の下に速やかに処置するとともに、下記の事故クレームについては、緊急処置終了後速やかに組合本部、理事長に報告するものとする。

- （１）人身事故、または供給障害事故
- （２）客先設備（機器）物損事故
- （３）客先停電事故
- （４）クレーム、事故処理復旧に多大な費用がかかる場合

（現場業務遂行後のクレーム、予定外作業）

第七条 収支決算前のクレーム、予定外作業については、担当が責任を持ってこれを管理処置すること。また、経費等が発生する場合には、その都度、組合本部と調整を図り処置するものとする。組合員、又は組合員外への発注が発生した場合は、業務遂行中と同様依頼書を発行し、人員の手配を行う。

決算後についても基本的には、前回担当者がフォロー窓口となる。ただし、前回担当者が都合により担当できない場合には、組合本部、理事長調整の上、別途担当者を選出する。発生する経費については、別途組合本部、理事長と相談の上決定するものとする。

（手数料及び利益）

第八条 共同受注契約を担当窓口として営業獲得した組合員については、受注した物件の税抜受注額の10%＋消費税を基本手数料として組合より支払うものとする。

ただし、受注物件の難易度、およびその物件の収益度に応じて、別途調整できるものとする。また、担当窓口及び技術統括を依頼する場合はその費用は受注金額の中から別途必要経費を差引き工面出来るものとする。

組合は、担当者より業務完了報告書、および収支決算報告書の提出を受け、理事長の承認をもって手数料の支払を行うものとする。

工費、外注費、交通費、機器代、諸経費等に関しては、様式記入例に一部記載しますが、業務内容によっても大きく異なるため、予め担当窓口が見積の際、様式-4（配分書）にてシュミレーションして充分検討して無理の無い見積としておくものとする。

また、見積作成時には新電協利益を受注総額の最低５％を原則確保し、引落手数料、振込手数料、印紙代、損害保険費用、その他必要な費用も確保しておくこと。

（その他）

第九条 この規程に定めのない事項については、理事会にて決定するものとする。

この規約は、平成２２年 ９月 １日より施行する。